

## 既存許可施設に対する旅館業法第3条第6項の規定に基づく 許可条件の付与・解除に関する事務取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、旅館業法（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく営業許可を受けた施設（以下「許可施設」という。）に対し、施設の構造設備の変更に伴い、法第3条第6項に規定する許可条件の付与又は解除を行う場合の事務取扱について、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この取扱基準において使用する用語は、法及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

### (条件の付与基準)

第3条 市長は、許可施設の構造設備の変更について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる法第3条第6項の規定による条件を新たに附することができるものとする。

- (1) 客室の延床面積が33平方メートル未満となる場合 客室の延床面積は、宿泊者1人当たり3.3平方メートル以上確保すること。
- (2) 条例第12条が適用される場合 条例第12条を適用するに当たってのその特別の事情に応じ、公衆衛生上又は善良な風俗の保持上必要な条件
- (3) その他 個々の施設に係る状況に応じ、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要と市長が認める条件

### (条件の付与手続)

第4条 市長は、前条各号に規定する条件を新たに附するときは、あらかじめ行政手続法第29条及び同法第30条に基づき、当該条件を附する許可施設の営業者に対し、あらかじめその旨を告知し、弁明の機会を付与するものとする。この場合において告知は、弁明を記載した書面の提出期限の1週間前までに行うものとする。

- 2 前項の告知については、第1号様式の許可条件告知書を用い、弁明については、第2号様式の弁明書を用いるものとする。
- 3 条件を附することを決定したときは、第3号様式の旅館業許可条件付与決定通知書により営業者に通知し、条件を附するものとする。

### (条件の解除基準等)

第5条 市長は、法第3条第6項の規定により条件が既に附されている許可施設であって、その構造を変更することにより、当該許可施設が第3条各号に掲げる区分に該当しなくなったときは、当該条件を解除することができるものとする。

- 2 前項の条件解除が決定したときは、第4号様式の旅館業許可条件解除決定通知書により営業者に通知し、条件を解除するものとする。

(補則)

第6条 この取扱基準の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長がこれを定める。

附 則

この基準は、令和2年3月2日から施行する。



年 月 日

（宛先）京都市長

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

### 弁 明 書

**【この弁明書の対象となる処分】**

年 月 日付け保医セ第 号により告知された許可条件付与処分

**【次のいずれかに○を付けてください。】**

- 1 私は、上記告知書につき、許可条件の付与を受けることについて、特に弁明はありません。
- 2 私は、上記告知書につき、許可条件の付与を受けることについて、次のとおり弁明します。

**【以下に弁明を詳述してください。必要に応じ、資料等を添付してください。】**

# 旅館業許可条件付与決定通知書

京都市達保医セ第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長

営業所所在地

名 称

営業者氏名

許可年月日 年 月 日

許可番号 京都市指令 第 号

営業の種別

年 月 日付けで旅館業法施行規則第4条の規定に基づき構造設備の変更の届出があった上記の営業許可施設に対し、旅館業法第3条第6項の規定に基づき、下記の条件を附することを決定したので、通知します。

記

(処分の理由)

(裏面教示事項)

(教示事項)

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

# 旅館業許可条件解除決定通知書

保医セ第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長

営業所所在地

名 称

営 業 者 氏 名

許 可 年 月 日 年 月 日

許 可 番 号 京都市指令 第 号

営 業 の 種 別

年 月 日付けで旅館業法施行規則第4条の規定に基づき構造設備の変更の届出があった上記の営業許可施設に対し、旅館業法第3条第6項の規定に基づき、附していた下記の許可条件について、解除することを決定しましたので、通知します。

記